

## 台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業について

令和元年に発生した台風第15号又は第19号により広範囲に亘り家屋の被害が発生し、東京都内にも一部損壊した住宅が多数発生したことに對して、東京都が令和元年12月20日付けで「令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業補助金交付要綱」を制定し、区市町村を通じた住宅改修に係る補助事業を開始した。

中野区でも当該台風に起因した住宅被害の発生があることを鑑み、被害住宅を対象とした補助事業を下記のとおり開始したので報告する。

### 記

#### 1. 補助事業の概要

##### (1) 対象となる住宅

台風第15号又は第19号により被害を受けた区内に存する貸家を除く住家のうち、り災証明書において「床上浸水」「床下浸水」「その他」（一部損壊程度）と判定された住宅

##### (2) 補助対象者（次のいずれにも該当する者）

- ・現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う者
- ・補修工事を行うにあたり、自らの資力が不足する者

##### (3) 対象となる補修工事

台風第15号又は台風第19号により受けた被害の補修をする工事で、令和2年3月19日までに工事が終了し、施工業者に代金支払い済みのもの。

なお、分譲の集合住宅においては専有部分のみを対象とする。

##### (4) 補助額

対象となる住宅1戸につき、次のいずれか低い額かつ予算の範囲内の額

- ・補修工事に要する経費の2分の1
- ・30万円

#### 2. 補助対象者数の見込み及び補助事業の周知方法

##### (1) 補助対象者数の見込み

約50人

※り災証明書発行件数及び被害調査のみ実施件数の内、貸家等の対象外を除外した件数を対象者として見込んでいる。

(2) 事業の周知方法

- ①り災証明書発行者及び被害調査のみ実施者に対する個別通知
- ②ホームページ及びツイッターへの掲載
- ③区報掲載（2月20日号）
- ④区民活動センターにおける案内チラシの配付
- ⑤町会連合会への情報提供

3. 東京都による財源措置

都の補助事業として、区の補助額の2分の1に対して都費の交付を受け実施する。

4. これまでの経緯

- 1月28日～30日 要綱制定、ホームページ等掲載、り災証明書発行者及び被害調査のみ実施者へ制度案内を通知
- 31日 補助金交付申請受付開始

5. 今後の予定

- 2月 7日 都へ補助金交付申請
- 3月19日 区への補助金関係書類の提出期限
- 22日～31日 都へ完了実績報告書提出、補助額確定（3月31日）